

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月12日	
群馬県知事 様	
提出者 〒370-3504 住 所 群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411-1 氏 名 群馬県県央第一水道事務所 所長 久保田育男 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 0279-54-8464	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	群馬県 県央第一水道事務所
事業場の所在地	群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411-1
計画期間	令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類:電気・ガス・熱供給・水道業 中分類:水道業
②事業の規模	年間給水量 45,556千m ³
③従業員数	23人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	浄水汚泥の処理工程 浄水処理過程において、原水中に含まれる砂・ゴミ等の不純物が浄水汚泥として発生する。 原水調整池・沈澱池・ろ過池〔水道水で不必要な砂・ゴミ等の不純物を取り除く〕 → 排水池・排泥池〔洗浄水や沈澱水を貯める〕 → 濃縮槽〔汚泥の濃度を上げる〕 → 天日乾燥床〔汚泥を乾燥させる〕 → 汚泥仮置場〔乾燥汚泥の一時保管及び汚泥を追加乾燥させる〕 → 場外搬出〔運搬委託業者〕 → 処理場搬入〔運搬委託業者〕 → 中間（最終）処理〔処理委託業者〕

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(管理体制図)

所長(責任者) → 次長 → 管理係(担当)

○廃棄物処理責任者

- ・廃棄物処理方針の策定
- ・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認

○廃棄物管理担当

- ・廃棄物処理計画の作成
- ・汚泥処理施設の運転・維持管理
- ・処理業者・運搬業者の調査、選定、契約及び管理
- ・産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・監督官庁への各種報告
- ・職員、関連機関に関する教育
- ・「群馬県情報公開条例」に基づく開示業務
- ・その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	33,859 t	t
	(これまでに実施した取組) 水道給水量の変化、気象による原水濁度の変化などの外的要因により汚泥発生量が増加するため、自主的なコントロールは難しいのが現状である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	33,900 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生汚泥については上記と同様である。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 浄水処理過程からは汚泥以外の産業廃棄物の発生がないので分別の必要がない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記と同様。

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

①現状	【前年度（令和4年度年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	31,865 t	t
(これまでに実施した取組) 天日乾燥による汚泥乾燥を促進し、処理委託量を減量させる。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	31,900 t	t
(今後実施する予定の取組) 前年に引き続き、処理委託量の減量に努める。			

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

①現状	【前年度（令和4年度年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,994 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,994 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理委託を実施した汚泥のうち、放射能値が300Bq/kg以下の汚泥については、土壌改良材として再利用を行った。		

様式②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2,000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の有効利用を行っている処理施設に搬出し、汚泥の有効利用を促進したい。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。